

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県建設工事執行規則の一部を改正する規則	建 設 企 画 課
◎ 告 示	
○収納代理金融機関の指定の一部改正	財 政 課
○収納代理金融機関の指定の一部改正	//
・ 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立	水 産 経 営 課
・ 一般競争入札の参加者の資格等	水産加工流通課
・ 河川堤防と道路との兼用工作物の管理の方法についての協議成立	河 川 課
◎ 公 告	
・ 一般競争入札の実施	水産加工流通課
・ 県有財産の使用に係る公募の実施	漁 港 漁 場 課
・ 測量の実施	建 設 企 画 課
・ 測量の終了	//
・ 都市計画の図書の縦覧	都 市 政 策 課
◎ 交通局公告	
・ 一般競争入札の参加者の資格等	総 務 課
・ 一般競争入札の実施	//
◎ 雑 報	
・ 令和6年度行政書士試験の合格者	総 務 文 書 課

規 則

長崎県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月31日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第1号

長崎県建設工事執行規則の一部を改正する規則

長崎県建設工事執行規則（昭和49年長崎県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（現場代理人及び主任技術者等） 第21条 略	（現場代理人及び主任技術者等） 第21条 略

2～4 略	2～4 略
5 契約担任者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事に係る下請契約の請負代金の総額が建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第2条に定める金額以上となる場合においては、当該工事現場に監理技術者を置かなければならない。	5 契約担任者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事に係る下請契約の請負代金の総額が4,500万円以上（建築一式工事にあつては7,000万円以上）となる場合においては、当該工事現場に監理技術者を置かなければならない。
6 公共性のある工作物に関する重要な工事（工事1件の請負代金の額が建設業法施行令第27条に定める金額以上のもの。）については、工事現場ごとに専任の主任技術者又は監理技術者を置かなければならない（監理技術者補佐を設置する場合を除く。）。	6 公共性のある工作物に関する重要な工事（工事1件の請負代金の額が4,000万円以上のもの。ただし、当該工事が建築一式工事である場合においては8,000万円以上のもの。）については、工事現場ごとに専任の主任技術者又は監理技術者を置かなければならない（監理技術者補佐を設置する場合を除く。）。
7 略 （一般競争入札及び工事応募型指名競争入札に係る工事の特例）	7 略 （一般競争入札及び工事応募型指名競争入札に係る工事の特例）
第58条 一般競争入札に係る工事については第2条第1項ただし書及び第2項、第5条から第6条の2まで、第7条第1項、第11条並びに前条第1項の規定、工事応募型指名競争入札に係る工事については第2条第1項ただし書及び第2項、第11条並びに前条第1項の規定は、適用しない。	第58条 一般競争入札に係る工事については第2条第1項ただし書及び第2項、第5条から第6条の2まで、第7条第1項、第11条並びに第57条の規定、工事応募型指名競争入札に係る工事については第2条第1項ただし書及び第2項、第11条並びに第57条の規定は、適用しない。

様式第12号中「4,000万円（建築一式工事は8,000万円）」を「建設業法施行令第27条に定める金額」に、「4,500万円（建築一式工事は7,000万円）」を「建設業法施行令第2条に定める金額」に改める。
様式第12号の2中「4,000万円（建築一式工事は8,000万円）」を「建設業法施行令第27条に定める金額」に、「4,500万円（建築一式工事は7,000万円）」を「建設業法施行令第2条に定める金額」に改める。

附 則

この規則は、令和7年2月1日から施行する。

告 示

長崎県告示第43号

収納代理金融機関の指定（昭和43年長崎県告示第197号）の一部を次のように改正し、令和7年2月22日から適用する。

令和7年1月31日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第4項の規定に基づき、指定金融機関の取り扱う県公金の収納の事務の一部を取り扱わせる金融機関として、次のとおり指定する。		地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第4項の規定に基づき、指定金融機関の取り扱う県公金の収納の事務の一部を取り扱わせる金融機関として、次のとおり指定する。	
(1)		(1)	
略		略	
九州ひぜん信用金庫	本店営業部 大町支店 白石支店 嬉野支店 鹿島支店 北方支店 山内支店	九州ひぜん信用金庫	本店営業部 大町支店 白石支店 嬉野支店 鹿島支店 宮野町支店 北方支店 山内支店

	佐世保営業部 本島支店 大宮支店 俵町支店 大野支店 早岐支店 相浦支店 大村支店 竹松支店 諫早支店		佐世保営業部 本島支店 大宮支店 俵町支店 大野支店 早岐支店 相浦支店 大村支店 竹松支店 諫早支店
略		略	
(2) 略		(2) 略	

長崎県告示第44号

収納代理金融機関の指定（昭和43年長崎県告示第197号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から適用する。

令和7年1月31日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前					
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第4項の規定に基づき、指定金融機関の取り扱う県公金の収納の事務の一部を取り扱わせる金融機関として、次のとおり指定する。	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第4項の規定に基づき、指定金融機関の取り扱う県公金の収納の事務の一部を取り扱わせる金融機関として、次のとおり指定する。					
(1)	(1)					
<table><tr><td>略</td></tr></table>	略	<table><tr><td>略</td></tr><tr><td>農林中央金庫</td><td>長崎支店</td></tr><tr><td>略</td></tr></table>	略	農林中央金庫	長崎支店	略
略						
略						
農林中央金庫	長崎支店					
略						
(2) 略	(2) 略					

長崎県告示第45号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

令和7年1月31日

長崎県知事 大石 賢吾

加 入 区	漁 業 の 区 分
長崎市新三重加入区	中型まき網漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上100トン未満であるものをいう。）
宇久小値賀第1加入区	笛吹郷西の区域の小型合併漁業（主として沖合一本釣り及び延縄を営む漁業。）
美津島町第1加入区	いか釣り漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）
峰町東部加入区	佐賀の区域の小型合併漁業（主としていか釣りを営む漁業）及びいか釣り漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）

長崎県告示第46号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和7年1月31日

長崎県知事 大石 賢吾

1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

長崎県地方卸売市場長崎魚市場で使用する電力

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「資格審査申請書」という。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 競争入札に付する事項に関し、原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) 県税又は消費税を滞納している者
- (7) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等**(1) 申請の時期**

この告示の日から、令和7年3月10日までの間（県の休日を除く。）の9時00分から17時00分までとする。

(2) 資格審査申請書の入手方法

資格審査申請書は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、長崎県総務部管財課ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 資格審査申請書の提出方法

申請者は、資格審査申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証明する証明書

エ 消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 印鑑届（様式第2号）

カ 口座振替申込書（様式第3号）

キ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づく小売電気事業者としての登録を受けていることを証する書類

ク その他知事が必要と認める書類

(4) 資格審査申請書等の作成に用いる言語

ア 資格審査申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類について外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 資格審査申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 資格審査申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

(名称) 長崎県総務部管財課

(電話) 095-894-3000

(長崎県総務部管財課ホームページアドレス) <https://www.pref.nagasaki.lg.jp/section/kanzai/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書(様式第4号)により通知(郵送)する。

5 指名停止に関する報告

入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等(法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第1項第8号の規定の適用を受けない法人を除く。)、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。)、地方公営企業(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。))又は長崎県の出資団体をいう。))から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始日から起算して15日(15日目が長崎県の休日を定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項各号に掲げる休日(以下「休日」という。))に該当する場合は、その翌日(休日を除く。))以内に指名停止に関する報告書(様式第7号)を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のオ、カ及びク、4並びに5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する電力調達の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示(平成26年長崎県告示第55号)に定める様式とする。

7 資格の整合

この告示による入札参加の資格があるものと決定された者については、長崎県が発注する電力調達の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示(平成26年長崎県告示第55号)に基づく入札参加の資格を有するものと決定したものとみなす。

8 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和8年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和8年7月に実施する「長崎県が発注する電力調達の契約に係る競争入札参加資格の更新(平成26年長崎県告示第55号による)」の申請をすること。

9 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示第47号

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により河川堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立した。

その関係図面は、長崎県土木部河川課に備え置いて縦覧に供する。

令和7年1月31日

長崎県知事 大石 賢吾

1 河川の名称

一級河川本明川水系福田川

2 河川管理施設の名称又は種類

福田川右岸堤防

- 3 河川管理施設の位置
諫早市泉町957番32地先から諫早市泉町958番4地先まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所
氏名 道路管理者 諫早市長 大久保 潔重
住所 諫早市東小路町7番1号
- 5 管理の内容
(1) 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他もっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
(2) 原則として道路専用施設及び護岸に係る災害復旧
- 6 管理の期間
令和7年1月15日から道路の存続する日まで

公 告

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和7年1月31日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 購入件名及び数量
長崎県地方卸売市場長崎魚市場で使用する電力 予定契約電力 491kW、予定使用電力量 1,574,946kWh
 - (2) 仕様等
仕様書のとおり
 - (3) 使用期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
 - (4) 需要場所
長崎県地方卸売市場長崎魚市場（長崎市京泊3丁目3-1）
 - (5) 入札の方法
 - ア 入札書に記載する金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、入札説明書にて提示する月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価（電気料金総額）を入札金額とすること。併せて、この算出の内訳となる電気料金総額内訳書を別途で添付すること。
 - ※入札書に記載する金額の算定に当たっては、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金は考慮しないこととする。
 - イ 落札の決定は、入札書に記載した電気料金総額によって行う。
 - ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - エ 入札書は直接又は郵送により提出すること。この場合、代理人による入札は認められないこと。
 - オ 入札執行回数は1回を限度とする。
- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
 - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

- (3) 長崎県が発注する電力調達の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成26年長崎県告示第55号）に定める入札参加資格を得ていること。
- (4) 11の開札日までの間において、長崎県電力の調達に係る環境配慮方針（令和6年11月27日改定）に基づく資格を得ていること。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づく小売電気事業者としての登録を受けている者であること。
- (6) この公告の日から11の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (7) この公告の日から11の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等
- (1) 前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。
- 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号
（名称）長崎県総務部管財課
（電話）095-894-3000
（提出期限）令和7年3月10日17時00分
- (2) 前記2の(4)に掲げる資格を得ていない者で入札を希望するものは、「長崎県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。
- 報告書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号
（名称）長崎県県民生活環境部地域環境課
（電話）095-895-2512
（提出期限）令和7年3月10日17時00分
- 4 入札参加条件
当該使用期間における需要場所の電力需要に対して電力を供給できる者であること。
- 5 当該業務契約に関する事務を担当する部局等の名称等
（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号
（名称）長崎県水産部水産加工流通課
（電話）095-895-2875
- 6 契約条項を示す場所
5の部局等とする。
- 7 入札説明書の交付方法
（期間）この公告の日から令和7年3月10日までの間（県の休日を除く。）
（場所）5の部局等とする。
長崎県水産部水産加工流通課ホームページ上にも掲載する。
- 8 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限
入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。
（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号
（名称）長崎県水産部水産加工流通課
（電話）095-895-2875
（提出期限）令和7年3月10日17時00分
- 9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 10 入札書の提出場所及び受領期限等
- (1) 提出場所 長崎県水産部水産加工流通課
- (2) 受領期限 令和7年3月18日17時00分
- (3) 提出方法 直接又は郵送（書留郵便により、受領期限内必着のこと。）により提出すること。なお、代理

人による入札は認めない。

11 開札の日時及び場所

令和7年3月19日 13時30分 長崎県庁行政棟1階入札室

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部に確認すること。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

13 代理人が開札に立ち会う場合の委任状の提出

代理人が開札に立ち会う場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は開札に立ち会うことができない。

14 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき（一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したときを含む。）。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

(10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合を含む。）。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき（電気料金総額と電気料金総額内訳書に記載した単価・金額が整合しない場合を含む。）。

(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。

(15) 代理人が入札したとき。

- (16) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (17) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (18) 内封筒に購入件名の記載がないとき。
- (19) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めたとき。
- (20) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

15 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、単価契約とする。
- (3) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受ける。
- (4) この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Electricity used at Nagasaki Fish Market
Contract: 491kW, Estimated volume of electricity: 1,574,946kWh.
- (2) Period of supply: From 1 April 2025 through 31 March 2026
- (3) Place of supply: Nagasaki Fish Market
- (4) Time-limit for tenders: 5:00 p.m. 18 March 2025
- (5) Date and time for the opening of tenders: 1:30 p.m. 19 March 2025
- (6) Contact point for the notice:
Nagasaki Prefectural Government Fisheries Department Fisheries Processing and Distribution Division
3-1 Onoue-machi, Nagasaki City, 850-8570, JAPAN Tel.095-895-2875.

県有財産の使用に係る公募の実施（公告）

下記のとおり土地使用に係る公募を行う。

令和7年1月31日

長崎県知事 大石 賢吾

1 使用の公募をする物件

財産の名称	所在及び地番	区分	地目	面積
漁港関係補助事業用地	佐世保市小佐々町楠泊 1916番12の一部	土地	宅地	831㎡

2 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、使用申込のために必要な同意を得ている者は、この限りでない。
- (2) 会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第

75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であつて、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

3 応募条件

- (1) 申込者は、長崎県内に事務所を有する法人又は個人事業者とする。
 (2) 漁具保管修理施設用地として利用し、上屋付きの建物を新設し、地域の漁業の労働環境を改善する事業を行うこと。
 (3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)に適合する建物を新設すること。
 (4) 公募対象地の使用許可を受け、使用料を長崎県に納付すること。

4 使用の条件

- (1) 申込の事業計画施設以外の用途に使用しないこと。
 (2) 使用権利の譲渡や貸与をしないこと。
 (3) 公用又は公共用に供するため必要が生じたときは、許可を取消したり、制限を加えたりする場合があること。
 (4) 許可期間が満了したときや許可を取り消されたときは、速やかに使用者負担で設置物件を撤去し、原状回復すること。
 (5) 連帯保証人を立て、連帯保証人と連署した誓約書と占用許可申請書を使用決定後に提出すること。
 (6) 使用決定後1年以内に使用開始すること。

5 当該公募に関する事務を担当する部局の名称等

(住所) 〒857-8502 佐世保市木場田町3-25
 (名称) 長崎県県北振興局建設部建設管理課
 (電話) 0956-24-1419

6 応募方法、提出期限

- (1) 申込書等の入手方法
 「楠泊漁港漁港関係補助事業用地使用申込書」及び「募集要領」は、長崎県県北振興局建設部建設管理課のホームページからダウンロードすること。
 長崎県県北振興局建設部建設管理課
<https://www.pref.nagasaki.jp/section/kh-kanri/>
 (2) 提出期限
 令和7年2月20日(木)午後5時(郵送による場合は期限内必着)
 (3) 提出先
 5に掲げる場所

測定の実施(公告)

測量法(昭和24年法律第188号)第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局 長崎河川国道事務所長から公共測量(基準点測量)を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和7年1月31日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
雲仙市小浜町・千々石町	令和7年1月20日から 令和7年2月28日まで

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、五島振興局上五島支所長から公共測量（3級基準点測量、UAVレーザ測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和7年1月31日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
南松浦郡新上五島町奈摩郷	令和7年1月17日

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年1月31日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 都市計画の種類及び名称
上五島都市計画公園 （2・2・1号 中央公園）（新上五島町決定）
- 2 縦覧場所
長崎県土木部都市政策課及び長崎県五島振興局上五島支所

交 通 局 公 告**一般競争入札の参加者の資格等（告示）**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和7年1月31日

長崎県交通局長 太田 彰幸

- 1 調達する物品の名称及び予定数量
軽油 358キロリットル
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項規定のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
 - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付資料に故意に虚偽の事実を記載した者
 - (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
 - (6) 当該軽油を確実に納入できない者
 - (7) 直近の決算において、売上高が10億円未満である者
 - (8) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
 - (9) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- 3 競争入札参加者の資格及び審査
 - (1) 2の(1)から(9)までに該当する者は、1の入札に係る競争入札参加資格審査申請をすることができない。

(2) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項に定める要件に基づき、(3)に掲げる事項について審査し、決定する。なお、申請者のうち、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格（以下「県資格」という。）を取得している者は、県からの資格審査結果通知書及び(3)審査事項の力のみを審査する。

(3) 審査事項

審査事項は、以下のアからカまでとし、その対象とする区切り又は期間は、4の(2)の競争入札参加資格審査申請書を提出する日の属する月の初日（以下「基準日」という。）、基準日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度とする。

ア 純資産の額 前事業年度及び前々事業年度の純資産の額

イ 従業員数 基準日の前日現在の従業員数

ウ 営業年数 基準日の前日までの営業年数

エ 損益状況 前事業年度及び前々事業年度の損益状況

オ 財務比率 前事業年度末日現在における次に掲げる各比率

（ア）売上高当期利益率

（イ）固定長期適合率

（ウ）流動比率

カ 当該軽油を確実に納入しうることを（供給証明書及び様式第4号から様式第7号まで）。

4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和7年2月19日まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

(3) 申請書の提出方法

ア 申請者のうち、県資格を取得している者

申請書（様式第1号）に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

（ア）誓約書

（イ）委任状

（ウ）印鑑届（様式第3号）

（エ）当該軽油を確実に納入しうることを証明（供給証明書及び様式第4号から様式第7号まで）

（オ）直近の決算書の写し

（カ）県からの資格審査結果通知書の写し

イ 申請者のうち、県資格を取得していない者

申請書（様式第2号）に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

（ア）誓約書

（イ）財務関係明細書

（ウ）営業概要書

（エ）委任状

（オ）法人にあっては登記簿謄本

（カ）個人にあっては次のa及びb

a 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

b 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

（キ）県税に関し未納がないことを証する証明書

（ク）消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

（ケ）営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

（コ）印鑑届（様式第3号）

（サ）当該軽油を確実に納入しうることを証明（供給証明書及び様式第4号から様式第7号まで）

(シ) 直近の決算書の写し

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類において外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

(住所) 〒850-0043 長崎市八千代町3-1

(名称) 長崎県交通局管理部総務課（総務班）

(電話) 095-822-5141

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第8号）により通知（郵送）する。

6 資格の有効期間

この告示に基づき取得した入札参加資格については、当該告示に係る競争入札についてのみ有効とする。

7 資格の取消等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(9)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について、一般競争入札に付するので、次のとおり公告を行う。

令和7年1月31日

長崎県交通局長 太田 彰幸

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品名及び数量

軽油 358キロリットル

(2) 購入物品の特質等

入札説明書による

(3) 納入期間

令和7年3月1日から令和7年3月31日まで

(4) 納入場所

ア 長崎営業所（長崎市八千代町3-1）

イ 東長崎営業所（長崎市平間町411-1）

ウ 長与営業所（西彼杵郡長与町高田郷721-2）

エ 諫早営業所（諫早市貝津町1492-1）

オ 大村営業所（大村市松山町489-13）

(5) 一連の調達契約に関する事項

一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付

令和6年2月9日

(6) 入札の方法

入札は、1キロリットル（1,000リットル）当たりの単価で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額から軽油引取税相当額を控除した金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から軽油引取税相当額を差し引いた額の110分の100に相当する金額に軽油引取税相当額を加算し

た金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 軽油調達に関する令和7年1月31日付けの一般競争入札の参加者の資格等の告示（令和7年1月31日付け長崎県公報第11386号搭載）に定める資格を得ていること。
- (4) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (6) 直近の決算において、売上高が10億円以上であること。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

所定の審査申請書等に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1

（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）

（電話）095-822-5141

（提出期限）令和7年2月19日

4 入札参加条件

次の条件を満たしている者であること。

- (1) 2の入札参加資格を有する者であること。
- (2) 当該購入する物品を契約書に基づき確実に、かつ、納入期限内に納入できる者であること。
- (3) 当該購入する物品を、全部又はその大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく納入できる者であること。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等

（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1

（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）

（電話）095-822-5141

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付方法

（期間）令和7年1月31日から令和7年2月19日（県の休日を除く。）

（場所）5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受領期限等

（提出場所）長崎県交通局管理部総務課（総務班）

（受領期限）令和7年2月25日 午後5時00分

（提出方法）直接又は郵送（郵送による場合は、書留郵便により受領期限内必着のこと。）で行うこと。

10 入札の場所及び日時等

（場所）長崎県交通局本局3階 第1研修室

（日時）令和7年2月26日 午前10時00分

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む）に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。なお、入札保証金の納付期限及び入札保証保険契約証書の提出期限は、入札書の受領期限と同じとする。

ア 交通局を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を2件以上締結した場合、若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。なお、契約保証金の納付及び履行保証保険契約証書の提出は、契約の締結と同日とする。

ア 交通局を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を2件以上締結した場合、若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人との間に当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、(1)から(8)までに該当することによりその入札が無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札をしたとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

(10) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

(1) 長崎県交通局契約事務規程（昭和47年交通局企業管理規程第10号）第7条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。なお、最低制限価格は設定しない。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、付属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
light oil 358KL
- (2) Delivery period
From March 1st, 2025, to March 31, 2025
- (3) Delivery place
a) Nagasaki Office Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3-1
b) Higasinagasaki Office Nagasaki City, Hirama-machi, 411-1
c) Nagayo Office Nishisonogi-gun, Nagayo-cho, Kodago, 721-2
d) Isahaya Office Isahaya City, Kaizu-machi, 1492-1
e) Omura Office Omura City, Matsuyama-machi, 489-13
- (4) Time-limit for tender
No later than February 25, 2025
- (5) Date and time for the opening of tender:
10:00 February 26, 2025
- (6) Contact point for the notice
The administrative office of the Nagasaki Traffic Bureau
Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3-1
Tel 095-822-5141

発行者

長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表（八二四）
二一一一
四一

印刷所

長崎県
長崎市樺島町八番十二号

雑 報

令和6年度行政書士試験の合格者（公告）

令和6年度行政書士試験の合格者を次のとおり公示する。

令和7年1月31日

一般財団法人行政書士試験研究センター

理事長 望月 達史

受験番号	8310006	8310021	8310024	8310028	8310031	8310040	8310045	8310057	8310067
	8310086	8310094	8310096	8310123	8310125	8310130	8310141	8310190	8310196
	8320001	8320015	8320030	8320047	8320069	8320070	8320077	8320082	

株式会社
寺クイック
田クブ
宏リン
弥ト